

三重県環境審議会第1回大気部会 議事概要

令和4年5月18日（水）
14時から15時15分まで

1 開会

2 部会長の選出

部会長：樋口委員

部会長代理：武本委員

3 議題等

(1) 三重県生活環境保全に関する条例で定める指定施設（ばい煙）の見直しの検討について

[主な意見]

(武本委員)

- ・四日市市内の事業場データが含まれていないので、そのデータも踏まえて検討していく必要がある。
- ・事務局案のうちB案が良いかと思うが、どの規模で線引きをするのかという課題があるため、引き続き検討を進めていく必要がある。
- ・C案については条例対象施設の半分程度のボイラーが規制対象外となるので、中小規模のボイラーからの汚染物質の排出拡大懸念があると考える。
- ・木質バイオマスボイラーについては定常運転であれば、安定燃焼が期待できるが、間欠運転では立ち上げ、立ち下げ時に燃焼が不安定となるため、注意して取り扱う必要がある。
- ・木質バイオマスボイラーに関する事例を調査いただき、規制のあり方の参考としたい。
- ・県で規制を検討するにあたり、他の地方自治体の動向にも留意した方がよい。

(山崎委員)

- ・事務局案のうちA案が望ましいと考える。
- ・これまでも規制対象規模が変更されると、規制対象とならない規模の施設が普及してきており、その点について懸念がある。
- ・国のパブリックコメントでは地域の現状に合わせて伝熱面積による規制は可能であると記載されており、国に準じて伝熱面積の要件を無くす必要はないと考える。

- これまで県で解析されているデータは条例関係と法で規制対象外となるデータが個別で検討されているため、条例による規制を検討しているボイラーに対して総合的な解析を行ったうえで、どのように規模要件を設定するのかを検討する必要がある。
- 三重県の大気環境は大きく改善されてきているので、A案～C案のいずれかに拘らないが、現状の環境から悪化しない条例となるよう検討をいただきたい。
- 木質バイオマスボイラーについては排ガス処理装置が標準設置されているとのことであるが、規制対象外となった場合に取り扱いが変わり、環境への悪影響が懸念される。
- 今後のカーボンニュートラル社会の実現に向けた動きはあるものの、当面のボイラーに対する規制は慎重であるべきと考える。

(樋口委員)

- 国の報告書を踏まえ、事業者の混乱を避けるのであればC案が良いかと考える。
- A案については、燃焼能力により一定の規制が可能であるとしている整理との不整合が考えられる。また、規制のゆるい地域へ事業者が移ってしまう産業面での懸念が考えられる。
- B案については、燃焼能力の規模要件だけで新たに規制対象となるボイラーがある一方で、規制対象外となるボイラーがあり、規模要件の設定を慎重に行う必要がある。
- 規制はシンプルであるべきと考える。
- C案については、規制対象から外れるボイラーをどう扱うかという懸念はある。
- バイオマスボイラーに関する規模要件の見直しは、業界からの要望を踏まえているので、三重県の規制が厳しくなりすぎないように配慮した方がよいが、一方で、木質バイオマスは燃料として質の良いものではないため、特に小規模施設には注意が必要と考える。
- C案をベースにして、新たに燃焼条件、設備構造、維持管理等で規制を行うことで、国の方向性とも合致し、実効性のある規制が可能と考えている。
- 本日の部会では各委員で事務局案に対する考え方は異なっているが、木質バイオマスボイラーに関する懸念は共通している。
- 次回の部会までに事務局で調査が進められたデータを踏まえ、委員間でも議論をしていきたい。

- ・本日の各委員の意見を踏まえ、事務局にて次の調査・検討を進めてほしい。
 - －条例対象施設、法対象施設の総合的な解析
 - －B案とした場合、規模要件の設定による影響の度合い
 - －C案とした場合、小型木質バイオマスボイラー等に対して、追加で規制をかける手法の調査、検討
 - －他自治体での現行条例の内容や改正の検討状況
 - －県内でのバイオマスボイラーの設置状況に関する調査

→（事務局）次回までの調査・検討について承知しました。

（２）その他

次回開催予定：令和４年７月予定

４ 閉会